

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、その翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県クリーニング業法施行細則(衛生課)
- 鳥取県温泉法施行細則(自然保護課)

規 則

鳥取県クリーニング業法施行細則をここに公布する。

昭和六十二年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

鳥取県規則第二十三号

鳥取県クリーニング業法施行細則

クリーニング業法施行細則(昭和三十九年十二月鳥取県規則第六十号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)以下「法」という。)及びクリーニング業法施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(クリーニング所開設届書の様式)

第二条 省令第一条の二第一項に規定する届書は、様式第一号によるものとする。

(クリーニング所開設届出事項の変更等の届出手続)

第三条 法第五条第二項の規定による届出は、変更の場合にあつては様式第二号による届書を、廃止の場合にあつては様式第三号による届書を提出してしなければならない。

(検査確認を受けたことを証する書類等の掲示)

第四条 営業者は、法第五条の二の規定による確認を受けたことを証する書類及びクリーニング師免許証をクリーニング所(クリーニング師免許証にあつては、洗たく物の受取及び引渡しのみを行うものを除く。)内に掲示しなければならない。

(クリーニング師試験受験願書の様式)

第五条 省令第三条に規定する受験願書は、様式第四号によるものとする。

(クリーニング師免許申請書の様式)

第六条 省令第四条に規定する申請書は、様式第五号によるものとする。

(クリーニング師免許証の再交付の申請手続)

第七条 省令第六条第一項の規定による申請は、様式第六号による申請書を提出してしなければならない。

(クリーニング師免許証の提出等の手続)

第八条 省令第六条第二項の規定による提出並びに省令第九条及び第十条第二項の規定による返納は、様式第七号による提出・返納書を提出してしなければならない。

(クリーニング師免許証の訂正の申請手続)

第九条 省令第八条の規定による申請は、様式第八号による申請書を提出してしなければならない。

(クリーニング師登録の抹消の申請手続)

第十条 省令第十条第一項の規定による申請は、様式第九号による申請書を提出してなければならない。

(書類の提出部数及び経由)

第十一条 省令又はこの規則の規定により知事に提出する申請書その他の書類は、正副二部とし、所轄保健所長を経由して提出しなければならない。ただし、住所地在県の区域外にある場合にあつては、直接知事に提出するものとする。

附 則

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

収入証紙
はり付け欄

ク リ ー ニ ン グ 所 開 設 届

職 氏 名 殿

クリーニング所を開設したいので、クリーニング業法第5条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。併せて、その構造設備について同法第5条の2の規定に基づく検査を申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□

届出者 住 所
フリガナ
氏 名

㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

クリーニング所	名 称					
	所 在 地					
営 業 者	本 籍	都道府県				
	住 所					
	氏名又は名称		登録番号	第	号	
	生年月日	年 月 日生	登録年月日	年 月 日		
管 理 人	本 籍	都道府県				
	住 所					
	フリガナ 氏 名		登録番号	第	号	
	生年月日	年 月 日生	登録年月日	年 月 日		
クリーニング所の従事者数 名						
ク リ ー ニ ン グ 師 で あ る 従 業 者	本 籍	住 所	フリガナ 氏 名	生年月日	登録第号	登録年月日
					第 号	
					第 号	
クリーニング所の構造及び設備の概要			別 添 の と お り			
洗たく物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所であるか否かの別						
クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗たく物を取り扱うか否かの別						
開 設 予 定 年 月 日			年 月 日			

添付書類 クリーニング所の構造及び設備の状況を明らかにした図面

様式第2号 (第3条関係)

クリーニング所開設届出事項変更届

職氏名 殿

クリーニング所の開設届出事項に変更を生じたので、クリーニング業法第5条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

届出者 住所 住リガチ名氏

㊤

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

開設届出年月日	年 月 日
クリーニング所	名称
	所在地
検査確認年月日	年 月 日
検査確認番号	第 号
変更の内容	変更事項
	変更理由
	変更前
	変更後
変更年月日	年 月 日

添付書類 構造又は設備を変更した場合にあつては、変更後の構造又は設備の状況を明らかにした図面

様式第3号 (第3条関係)

クリーニング所廃止届

職氏名 殿

次のとおりクリーニング所を廃止したので、クリーニング業法第5条第2項の規定により届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

届出者 住所 住リガチ名氏

㊤

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

開設届出年月日	年 月 日
クリーニング所	名称
	所在地
検査確認年月日	年 月 日
検査確認番号	第 号
廃止の理由	
廃止年月日	年 月 日

添付書類 クリーニング業法第5条の2の確認を受けたことを証する書類

様式第4号（第5条関係）

クリーンソング師試験受験願書

収入証紙
はり付け欄

職 氏 名 殿

年 月 日

本 籍（都道府県名）

郵便番号 □□□□-□□

申請者
フリガナ名
住リガナ名
氏

年 月 日生

電話番号

クリーンソング師試験を受けたいので、クリーンソング業法施行規則第3条の規定により出願します。

添付書類

- 1 履歴書
- 2 写真（出願前6月以内に撮影した手札形、脱帽、正面、上半身のもので、裏面に氏名及び生年月日を記入したもの）
- 3 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者であることを証する書類

様式第5号（第6条関係）

クリーンソング師免許申請書

収入証紙
はり付け欄

職 氏 名 殿

クリーンソング師の免許を受けたいので、クリーンソング業法施行規則第4条の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者
フリガナ名
氏
電話番号

電話番号

住 所

□□□□-□□

氏 名

本 籍

都道府県

生 年 月 日

年 月 日生

業 務 を
行 お う
と す る
所 場

添付書類 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書

様式第6号 (第7条関係)

クリーンソング師免許証再交付申請書

収入証紙
はり付け欄

職 氏 名 殿
クリーンソング師免許証を破った(汚した・失った)ため、その再交付を受けたので、クリーンソング業法施行規則第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

申請者 所
住リガチ 氏 名
電話番号



登録年月日	年 月 日
登録番号	第 号
免許証を破った (汚した・失った) 年月日及び理由	

添付書類 破り, 又は汚した場合にあつては、免許証

様式第7号 (第8条関係)

クリーンソング師免許証提出(返納)書

職 氏 名 殿
クリーンソング業法施行規則第 条第 項の規定により、次のとおりクリーンソング師免許証を提出(返納)します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

申請者 所
住リガチ 氏 名
電話番号



登録年月日	年 月 日
登録番号	第 号
提出(返納)の理由	

注 クリーンソング師が死亡し、又は失そうの宣告を受けた場合にあつては、理由の欄に本人との関係を併せて記入すること。

添付書類

- 1 クリーンソング師が死亡した場合にあつては、死亡診断書の写し又は戸籍謄本若しくは戸籍抄本
- 2 失そうの宣告を受けた場合にあつては、失そう宣告書の写し

様式第8号(第9条関係)

クリーニング師免許証訂正申請書

収入証紙
はり付け欄

職 氏 名 股

本籍(氏名)を変更したため、免許証の訂正を受けたいので、クリーニング業法施行規則第8条の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□

申請者 住リガナ名 氏 電話番号



登録年月日	年 月 日
登録番号	第 号
変更の理由	変更前
	変更後
	変更年月日

添付書類

- 1 免許証
- 2 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書

様式第9号(第10条関係)

クリーニング師登録抹消申請書

職 氏 名 股

クリーニング師の登録の抹消を受けたいので、クリーニング業法施行規則第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□

申請者 住リガナ名 氏 電話番号



登録年月日	年 月 日
登録番号	第 号
登録抹消の理由	

添付書類 免許証

鳥取県温泉法施行細則をここに公布する。

昭和六十二年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

鳥取県規則第二十四号

鳥取県温泉法施行細則

温泉法施行細則（昭和三十三年八月鳥取県規則第二十九号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、温泉法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）及び温泉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（温泉掘削許可申請書等の様式）

第二条 省令第一条の申請書及び省令第二条の申請書は、それぞれ様式第一号及び様式第二号によるものとする。

（温泉掘削許可申請書等の記載事項の変更の届出）

第三条 法第三条第一項又は法第八条第一項の許可を受けた者（以下「温泉掘削者等」という。）は、省令第三条前段の規定による届出をするまでの間に、前条の申請書の記載事項のうち住所、氏名その他知事が別に定める事項に変更を生じたときは、速やかに様式第三号による届出書を知事に提出しなければならない。

（温泉掘削工事等の着手等の届出）

第四条 温泉掘削者等は、掘削又は増掘若しくは動力の装置の工事（以下「温泉掘削工事等」という。）に着手し、又は中止した温泉掘削工事等

を再開するときは、様式第四号による届出書を知事に提出しなければならない。

（温泉掘削工事等の終了等の届出手続）

第五条 省令第三条の規定による届出は、温泉掘削工事等を終了し、又は中止した日から十日以内に様式第五号による届出書を提出してしなければならない。

（温泉掘削許可標識等の掲示）

第六条 温泉掘削者等（法第八条第一項の動力の装置の許可を受けた者を除く。）は、掘削又は増掘の工事の期間中、当該工事場所の見やすい位置に、様式第六号による標識を掲示しなければならない。

（温泉ゆう出路のしゅんせつ等の届出）

第七条 温泉源から温泉を採取する者（以下「温泉採取者」という。）は、温泉ゆう出路をしゅんせつし、ゆう出管を入れ替え、ゆう出槽を改修し、又は動力の装置を更新しようとするときは、あらかじめ様式第七号による届出書を知事に提出しなければならない。

2 省令第三条及びこの規則第五条の規定は、温泉ゆう出路のしゅんせつ、

ゆう出管の入替え、ゆう出槽の改修又は動力装置の更新の工事について準用する。この場合において、同条中「省令第三条」とあるのは「第七条第二項において準用する省令第三条」と読み替えるものとする。

（温泉のゆう出状況の報告）

第八条 温泉採取者は、毎年四月二十日までに、その年の四月一日現在における温泉のゆう出状況について、様式第八号による報告書を知事に提出しなければならない。

（温泉採取権の譲渡の届出）

第九条 温泉採取者は、温泉源から温泉を採取する権利（以下「温泉採取権」という。）を譲渡したときは、速やかに様式第九号による届出書を

知事に提出しなければならない。

（温泉の採取の廃止等の届出）

第十条 温泉採取者は、温泉の採取を廃止し、又は中止したとき（温泉採取権を譲渡したことにより、温泉の採取を廃止する場合を除く。）は、その日から十日以内に様式第十号による届出書を知事に提出しなければならない。

（原状回復の報告）

第十一条 法第七条（法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による知事の命令を受けた者は、速やかに原状回復のため必要な措置を行い、知事の指定する日までに様式第十一号による報告書を知事に提出しなければならない。

（温泉利用許可申請書の様式）

第十二条 省令第四条の申請書は、様式第十二号によるものとする。

（温泉の成分等の掲示の届出手続）

第十三条 省令第五条第一項の規定による届出は、様式第十三号による届出書を提出しなければならない。

（温泉利用施設の設備の改修の届出）

第十四条 法第十二条第一項の許可を受けた者（以下「温泉供用者」という。）は、その温泉利用施設の次の設備を改修しようとするときは、あらかじめ様式第十四号による届出書を知事に提出しなければならない。

一 温泉を公共の浴用に供するための配湯管、浴室又は浴槽

二 温泉を公共の飲用に供するための配湯管、貯湯槽、まくら湯槽又は

蛇口

三 前各号に掲げるものに類する設備

（温泉の利用の廃止の届出）

第十五条 温泉供用者は、温泉を公共の浴用又は飲用に供するのをやめたときは、その日から十日以内に様式第十五号による届出書を知事に提出しなければならない。

（聴聞の手続）

第十六条 知事は、法第二十一条の規定による聴聞（以下「聴聞」という。）を行おうとするときは、あらかじめ聴聞の期日及び場所を公告するものとする。

2 聴聞を受ける者（以下「被聴聞者」という。）は、聴聞に代理人を出席させようとするときは、当該代理人に対する委任状を添えて、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、必要があると認めるときは、聴聞に参考人の出頭を求めるところができる。

4 知事は、被聴聞者又はその代理人が、正当な理由がなくて聴聞に出席しないときは、聴聞を行ったものとして聴聞を終結する。

5 前各項に定めるもののほか、聴聞の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

（書類の経由）

第十七条 省令又はこの規則の規定により知事に提出する申請書、届出書その他の書類は、所轄保健所長を経由して提出しなければならない。

附 則

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

温泉掘削許可申請書

職 氏 名 殿

温泉をゆう出させるため土地を掘削したいので、温泉法第3条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

申請者

住 所 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

温泉の利用目的	番地 (地目)
掘削を行う土地	
掘削の口径及び深さ	口径 CM. 深さ M
工事期間	着手 年月日 終了 年月日
工事者	住所 氏名又は名称
施行者	
摘 要	

添付書類

- 1 申請者が法人である場合に於ては、その定款又は寄附行為の写し
- 2 掘削を行う土地の周辺の状況を明らかにした図面 (当該土地から1キロメートル以内にある温泉ゆう出地の位置及び当該土地までの距離を表示すること。)
- 3 工事の施行方法を明らかにした図面
- 4 工事費用に係る予算の状況を明らかにした書類
- 5 掘削を行う土地に係る土地登記簿謄本及び申請者が当該土地の所有者でない場合に於ては、当該土地所有者の承諾書

様式第2号 (第2条関係)

温泉増掘 (動力装置) 許可申請書

職 氏 名 殿

温泉のゆう出路を増掘 (温泉をゆう出させるため動力を装置) したいので、温泉法第8条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

申請者

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

増掘又は動力装置の目的	番地 (地目)
増掘又は動力装置を行う土地	ゆう出量 ℓ/分. 温度 °C
温泉のゆう出量及び温度	口径 CM. 深さ M
ゆう出路の口径及び深さ	位置 名称
温泉の位置	設置者 名称
利用の現況	利用量 t/日
利用施設	口径 CM. 深さ M
増掘後の口径及び深さ	種類 名称
動力装置	動力源 種類 名称
の概要	ポンプ 種類 名称
工事期間	着手 年月日 終了 年月日 (出力 KW)
工事者	住所 氏名又は名称
施行者	
摘 要	

注 「動力装置の概要」の「種類」欄は、「電動機」、「内燃機関」等と記載すること。

添付書類

- 1 申請者が法人である場合に於ては、その定款又は寄附行為の写し
- 2 増掘又は動力装置を行う土地の周辺の状況を明らかにした図面 (当該土地から1キロメートル以内にある温泉ゆう出地の位置及び当該土地までの距離を表示すること。)
- 3 増掘又は動力装置の概要を明らかにした図面
- 4 増掘又は動力装置の費用を明らかにした書類
- 5 増掘又は動力装置を行う土地に係る土地登記簿謄本及び申請者が当該土地の所有者でない場合に於ては、当該土地所有者の承諾書

様式第3号 (第3条関係)

温泉掘削 (増掘・動力装置) 許可申請書記載事項変更届出書

職 氏 名 殿

温泉掘削 (増掘・動力装置) 許可申請書の記載事項に変更を生じたので、鳥取県温泉法施行細則第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□

住 所

届出者 氏 名

㊦

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

許可年月日及び許可番号	年 月 日	第 号
変更内容	変更事項	
	変更前後	
変更年月日	年 月 日	
変更理由		

様式第4号 (第4条関係)

温泉掘削工事等着手 (再開) 届出書

職 氏 名 殿

温泉掘削工事等に着手 (中止した温泉掘削工事等を再開) するので、鳥取県温泉法施行細則第4条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□

住 所

届出者 氏 名

㊦

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

工事の種類	掘削・増掘・動力装置
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
工事の場所	
工事の着手 (再開)	年 月 日
期間	終了 年 月 日
再開の場合にあつては、再開中止年月日	年 月 日
工事の住所	
施工者	氏名又は名称

様式第5号(第5条、第7条関係)

温泉掘削工事等終了(中止)届出書

職 氏 名 殿
 温泉掘削工事等を終了(中止)したので、鳥取県温泉法施行細則第5条
 (第7条第2項において準用する同規則第5条)の規定により、関係書類
 を添えて次のとおり届け出ます。
 年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

届出者 住 所 名 氏

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号

工 事 の 種 別	掘削・増掘・動力装置・ゆう出路しゅんせつ・ゆう 管入替え・ゆう出槽改修・動力装置更新
許可又は改修届出の年月 日及び許可番号	年 月 日 第 号
工 事 の 場 所	
工事施行後における温泉 のゆう出量及び温度	ゆう出量 2/分. 温度 °C
工 事 期 間	着 手 年 月 日 年 月 日
中止の場合にあつては、 その理由	
中止の場合にあつては、 再開予定年月日	
工 事 施 行 者	住 所 氏名又は名称

注 「許可又は改修届出の年月日及び許可番号」欄は、掘削、増掘又は動
力装置の工事以外の工事については、温泉ゆう出路のしゅんせつ等の届
出の年月日だけを記載すること。
添付書類 温泉源の柱状図

様式第6号(第6条関係)

温 泉 掘 削 (増 掘) 許 可 済 号 日
 1 許 可 番 号 第 年 月 日
 2 許 可 年 月 日
 3 許 可 に 係 る 工 事 の 場 所
 4 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
 5 工 事 施 行 者 の 住 所 及 び 氏 名

鳥 取 県

備 考 縦30センチメートル及び横70センチメートルとすること。

様式第9号 (第9条関係)

温泉採取権譲渡届出書

職氏名 殿

温泉採取権を譲渡したので、鳥取県温泉法施行細則第9条の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

届出者 住所 氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

譲受者	住所	郵便番号□□□□-□□
	氏名又は名称及び代表者の氏名	(電話番号)
ゆ とう 出 地		
譲 渡 年 月 日	年 月 日	
温泉の利用施設	位置	
	名称	
	設置者	

添付書類

- 1 温泉採取権譲渡契約書の写し
- 2 ゆとう出地に係る土地登記簿謄本

様式第10号 (第10条関係)

温泉採取廃止(中止)届出書

職氏名 殿

温泉の採取を廃止(中止)したので、鳥取県温泉法施行細則第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

届出者 住所 氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

ゆ とう 出 地	
採取量及び温度	採取量 ℓ/分. 温度 °C
廃止(中止)年月日	年 月 日
廃止(中止)理由	
廃止の場合にあつては、原状回復の方法	

注 「採取量及び温度」欄は、2以上の温泉源から採取している場合にあつては、温泉源ごとに記載すること。

様式第11条（第11条関係）

原 状 回 復 報 告 書

職 氏 名 殿

年 月 日付発 第 号で命じられたとおり原

状に回復したので、鳥取県温泉法施行細則第11条の規定により、次のとおり報告します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所

届出者 氏 名

㊦

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

原 状 回 復 年 月 日	年 月 日
原 状 回 復 の 方 法	

様式第12号（第12条関係）

温 泉 利 用 許 可 申 請 書

職 氏 名 殿

温泉を公共の浴用（飲用）に供したいので、温泉法第12条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

申請者

住 氏 氏 名

㊦

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

供用する温泉のゆう出地	住 所	
	氏 名	
温泉採取権者	位 置	
	名 称	
温泉利用施設	概 要	
供 用 量 及 び 温 度	供用量	ℓ/日、温度 °C
摘 要		

注 「温泉採取権者」欄及び「供用量及び温度」欄は、2以上のゆう出地からの温泉を供用する場合には、ゆう出地ごとに記載すること。

- 添付書類
- 1 申請者が法人である場合に於ては、定款又は寄附行為の写し
 - 2 温泉採取権者以外の者が温泉を供用する場合に於ては、当該温泉採取権者の承諾書
 - 3 温泉利用施設の構造設備を明らかにした図面
 - 4 ゆう出地から温泉利用施設までの配管図
 - 5 供用する温泉の成分を明らかにした書類（成分の分析を行った者を表示すること。）

様式第13号 (第13条関係)

温泉成分等 掲 示 届 出 書

職 氏 名 殿
 公共の浴用 (飲用) に供する温泉の成分等を掲示したいので、温泉法施行規則第5条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所
 届 出 者
 氏 名

Ⓣ
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号

許可年月日及び許可番号	年 月 日	第 号
温泉のゆう出地		
温泉利用施設	位 置	
	名 称	

添付書類

- 1 掲示する場所を明らかにした施設平面図
- 2 温泉法施行規則第5条第2項の分析検査の結果を明らかにした書類
- 3 掲示内容を明らかにした書面

様式第14号 (第14条関係)

温泉利用設備 改修届出書

職 氏 名 殿
 温泉利用設備を改修したいので、鳥取県温泉法施行規則第14条の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所
 届 出 者
 氏 名

Ⓣ
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号

ゆう出地		
温泉利用施設	位 置	
	名 称	
改 修 す る 設 備	浴用施設 () ・ 飲用施設 ()	
工 事 の 概 要		
工事期間	着 手	年 月 日
	終 了	年 月 日
工事施行者	住 所	
	氏名又は名称	

添付書類 工事の施行方法を明らかにした図面

様式第15号 (第15条関係)

温泉利用廃止届出書

職 氏 名 殿

温泉を公共の浴用(飲用)に供するのをやめたので、鳥取県温泉法施行細則第15条の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所

届出者 氏 名

㊤

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

許可年月日及び許可番号	年 月 日	第 号
ゆ う 出 地	位 置	
	名 称	
温泉利用施設		
廃 止 年 月 日	年 月 日	
廃 止 の 理 由		

添付書類 温泉利用許可書